

経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての回答

(注) 5月15日までに提出があった各府省の回答を記載しております。また、割り振りが「全庁」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当府庁	省別No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否	
									各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
同友会	21	収入印紙・収入証紙等	証紙等を購入するために行政機関に赴いたり、証紙等を貼付した書面の提出が必要になったりすることから、オンライン振込による手数料等の納付や印紙税等の廃止も含めた見直しを検討すべき・契約書(電子契約書以外) ・手形(電子手形以外) ・屋外広告物の表示・設置許可申請等(手数料を証紙で納付するもの)		全庁	1	書面・押印		【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。また、書面による契約書については対応困難。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 「収入印紙の貼付」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【金融庁】 回答困難(他省庁・地方公共団体の判断による) 【警察庁】 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
同友会	23	補助金・政府研究開発プロジェクト(国プロ)の申請・応募	jGrants を利用可能な補助金の早期拡大や、国プロへの応募に際し、添付資料の提出を含め、完全電子化を図るべきである		全庁	2	書面・押印	【宮内庁】 会計処理の電子化については、個々の省庁が個別に対応するものではないと考え、全庁における統一の方針の基、見直す場合には、適宜対応することとしたい。 【防衛省】 【農水省】 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 また、Jグランツについては、利用可能な補助金の早期拡大に努めております。 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ・法的義務は主務官庁に従う。 【環境省】 【金融庁】 回答困難(他省庁・地方公共団体の判断による) 【経産省】 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【農水省】 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 法的義務は主務官庁に従う。 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【金融庁】 回答困難(他省庁・地方公共団体の判断による) 【経産省】 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。	【経産省】
同友会	26	官公庁の入札申請書類	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		全庁	3	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【宮内庁】 会計処理の電子化については、個々の省庁が個別に対応するものではないと考え、全庁における統一の方針の基、見直す場合には、適宜対応することとしたい。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能。総務省としては、原則電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 、外務省では印鑑証明書の添付を求めている 【環境省】 【金融庁】 回答困難(他省庁・地方公共団体の判断による) 【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う 【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】 厚生労働省では、政府電子調達システム(GEPS)の利用促進を進めているが、ネットワークの更改に伴い調達手続の際に不具合が生じていることから、改善され次第順次対応していく予定。なお、調達案件によっては、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出も認めている。	【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 同左 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【金融庁】 回答困難(他省庁・地方公共団体の判断による) 【警察庁】 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。
同友会	52	地方公共団体への費用減免・補助金申請	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		全庁	4	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	【農水省】 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について周知することとする 【環境省】	【農水省】 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。
同友会	55	請求書全般	企業間の慣行によるものについては、この機に必要性を再検証し簡素化を図るべきである。		全庁	5	書面・押印	<慣行によるもの>	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【個情委】	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【個情委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。
同友会	56	見積書全般	企業間の慣行によるものについては、この機に必要性を再検証し簡素化を図るべきである。		全庁	6	書面・押印	<慣行によるもの>	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【個情委】	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【個情委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。

		2. 制度的対応の可否					
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。(簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
同友会	21	収入印紙・収入証紙等	【財務省】税制改正プロセスを経て、法令改正が必要なため、緊急的な対応は困難。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【原子力規制庁】手続きの特性に応じ、又はにより対応する。また、書面による契約書については対応困難。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。 【総務省】「収入印紙の貼付」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【警察庁】各都道府県公安委員会における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。 【総務省】同左 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力		【財務省】印紙税は、我が国の税法系及び税収面で基幹税目を補完する重要な役割を果たしていることから、廃止することは困難。 なお、印紙税は紙の文書について課されるものであるため、契約書等を電子的に作成した場合には印紙税は課されない。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
同友会	23	補助金・政府研究開発プロジェクト(国プロ)の申請・応募	【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【経産省】補助金申請については、令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム(「Jグランツ1.0」)の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤廃を目指しているところ。 現在利用対象となっていない補助金についても、Jグランツ1.0の利用について検討中。 なお、Jグランツ1.0に対応していない補助金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。 経済産業省が実施する研究開発プロジェクトの応募に際しても、応募書類のメールによる提出を可能としている。	【防衛省】 【農水省】来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 また、Jグランツについては、利用可能な補助金の早期拡大に努めております。 【国交省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】(eメールによる提出を認め、原本は事後送付) ：法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一の対応が必要 【環境省】手続のオンライン化を検討する。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【経産省】 【厚労省】個別の要望があれば検討することとしたい。	【防衛省】又は 【農水省】 来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【総務省】同左 【国交省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一の対応が必要 【環境省】手続のオンライン化を検討する。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【経産省】 【厚労省】個別の要望があれば検討することとしたい。	【経産省】	【環境省】政府全体の検討状況を踏まえ必要な措置を講じる。 【経産省】補助金申請については、令和3年1月より、申請時の利便性等を向上させた補助金申請システム(Jグランツ2.0)の運用を開始予定。同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤廃を目指す。 他省庁も含めた政府全体におけるJグランツを利用可能な補助金の対象を拡大し、また、経済産業省が実施する研究開発プロジェクトの応募に際し、添付資料の提出を含めた完全電子申請を進める。
同友会	26	官公庁の入札申請書類	【人事院】 【原子力規制庁】手続きの特性に応じ、又はにより対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。 【総務省】政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能です。総務省としては、原則電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】外務省では印鑑証明書添付を求めている 【環境省】 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【経産省】原則オンライン化(電子調達システム)を行う 【警察庁】関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。	【人事院】必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討 【原子力規制庁】法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。 【総務省】同左 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】契約書への押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 【環境省】手続のオンライン化を検討する。 【金融庁】他省庁を含めた政府としての取組に協力 【警察庁】関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して今後対応を検討してまいります。		【環境省】政府全体の検討状況を踏まえ必要な措置を講じる。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	
同友会	52	地方公共団体への費用減免・補助金申請	【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【農水省】来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【環境省】 【経産省】	【農水省】来年度(令和3年度)から農林水産省共通申請サービスを本格稼働させ、補助金の交付申請をオンラインで行うことを推進し、令和4年度までにオンライン化率100パーセントを目指す 【環境省】手続のオンライン化を検討する。 【経産省】他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。		【環境省】政府全体の検討状況を踏まえ必要な措置を講じる。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
同友会	55	請求書全般	【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【原子力規制庁】手続きの特性に応じ、又はにより対応する。 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【債情委】当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【経産省】	【原子力規制庁】法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【債情委】当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【経産省】他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。		【環境省】政府全体の検討状況を踏まえ必要な措置を講じる。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
同友会	56	見積書全般	【公取】大部分は対応済み(見積書については、現時点でeメールによる提出を認めており、また押印を求めている。他方で、オープンカウンター方式による見積り合わせにおいて、受注者のみ原本(書面)の提出を求めていたが、今後は、原本の提出を求めないこととする。) 【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入力できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【原子力規制庁】手続きの特性に応じ、又はにより対応する。 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【債情委】当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【経産省】	【原子力規制庁】法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【消費者庁】各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】手続のオンライン化を検討する。 【債情委】当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【経産省】他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。		【公取】大部分は対応済み(見積書については、現時点でeメールによる提出を認めており、また押印を求めている。他方で、オープンカウンター方式による見積り合わせにおいて、受注者のみ原本(書面)の提出を求めていたが、今後は、原本の提出を求めないこととする。) 【環境省】政府全体の検討状況を踏まえ必要な措置を講じる。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。

										1. 緊急的な対応の可否		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考		各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
同友会	57	契約書全般	企業間の慣行によるものについては、この機に必要性を再検証し簡素化を図るべきである。		全庁	7	書面・押印	<慣行によるもの>	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンライン対応を実現済み(インターネットバンキングサービス等)。また、オンライン化に対応していない金融機関であっても、eメール(PDF添付)による提出を検討。但し、重要な取引については緊急の対応は困難。	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 会計法第29条の8第2項により書面契約での押印省略は不可。 【金融庁】 一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンラインを踏まえた印鑑レスに対応済み(インターネットバンキングサービス等)。他方、実印・届出印が必要な取引については、緊急に押印を廃止することは難しいので、後日押印の書類を郵送などの対応を検討。		
同友会	58	証憑の真正性担保のための原本主義(書面、捺印)	企業間の慣行によるものについては、この機に必要性を再検証し簡素化を図るべきである。		全庁	8	書面・押印	<慣行によるもの>	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【金融庁】 一部の金融機関については、精査の上PDFやeメールでのを検討している一方、国税関係書類について紙保存が必須である指摘あり。 その他の金融機関については、業界慣行が変更になれば検討可能であるがシステム対応が伴うものは困難といった先が多い状況。	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【金融庁】 一部の金融機関については、精査の上PDFやeメールでのを検討している一方、その他の金融機関については、業界慣行が変更になれば検討可能であるがシステム対応が伴うものは困難といった先が多い状況		
同友会	28	ビザ申請書類	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		外務省	1	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	申請書類の提出先である駐日大使館等が求めている。	申請書類の提出先である駐日大使館等が求めている。		
同友会	48	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		環境省	1	書面・押印	<法令等の定めによるもの>				
同友会	49	東京都環境報告書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		環境省	2	書面・押印	<法令等の定めによるもの>				
同友会	3-5	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ボイラー点検表の提出 ・空港制限区域立ち入り申請 ・航空従事者技能証明科目試験の申込 ・空港内の道路使用許可申請 ・公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	環境省	3	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	公害防止管理者法： 手続に必要な情報を入力できることを条件とする。 廃掃法： 廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法： 後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 廃掃法： 廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法： ・ 廃掃法： 廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	
同友会	19	財産調査等の官公庁から保険会社への照会のデジタル化・オンライン化	各種許可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		金融庁 IT室	1	書面・押印		保険会社への保険契約内容等の照会を含め、金融機関への預貯金等の照会等については、内閣府IT総合戦略室の主導で関係省庁や金融機関と進めている検討を踏まえ、電子申請が可能とする準備を進める。	【金融庁】 法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討(訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要)		
同友会	39	組戻依頼書(給与の振込手続後の訂正)	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき (下記、同友会補足) 組戻依頼(手続)は、各金融機関が設けている「振込規定」に基づいて実施され、振込規定の多くには、「所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、関連書類と合わせて提出」と記載されている。(一社)全国銀行資金決済ネットワークが運営する決済システムによって、国内のほとんどの金融機関の振込・送金などの取引に関するデータ処理を行っているため、「法令等の定めによるもの」に含めているが、振込規定の根拠法令について、「法令によって定められているわけではない」。		金融庁	2	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンラインによる振込変更や組戻しに対応。更に、金融機関によっては、別途、意思確認を別途行ったうえで、書面提出・押印は事後扱いとできないが検討。 例えば、メールで受け取り、後日郵送して貰うなど	一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンライン・印鑑レスによる振込変更や組戻しに対応。更に、金融機関によっては、意思確認を別途行ったうえで、書面提出・押印は事後扱いとできないが検討。 例えば、メールで受け取り、後日郵送して貰うなど		
同友会	2-1	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化 省エネ法に関する定期報告等の手続の簡素化・デジタル化	各種許可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・高圧ガス製造施設等変更申請(又は変更届・軽微変更届)( ) ・特定高圧ガス消費施設等変更届書( ) ・高圧ガス保安検査申請 ・危書予防規程届書 ・高圧ガス保安統括者・保安技術管理者等届書 ・特定高圧ガス取扱主任者届書 ・放射線取扱主任者選任(解任)届 ・放射線障害予防規程変更届 ・表示付認証機器使用変更届( ) ・許使用に係る氏名等の変更届・軽微な変更に係る変更届 ・特定建築物届出事項変更届出( ) ・特定建築物年間管理計画・特定建築物年間管理実施報告届出 ・省エネ法に関する定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応(下記、同友会補足) 省エネ法に関しては設備に関する申請ではなく、省エネ法に関する障壁としては、定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応が挙げられる。	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)、高圧ガス保安法等	経済産業省	1	書面・押印	( )は立会い等の対面も要する手続 経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省	高圧ガス保安関係： 都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に提出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトの新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。 省エネ法関係： 電気事業法関係 ＜事業規制関係＞ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、FAX、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に提出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 ＜保安規制関係＞ 都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に提出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトの新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	高圧ガス保安関係： 都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に提出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトの新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。 省エネ法関係： 電気事業法関係 ＜事業規制関係＞ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、FAX、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に提出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 ＜保安規制関係＞ 都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを目指す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。 ＜事業規制関係＞ 対面対応を必要としない。 ＜保安規制関係＞ 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを目指す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。		

		2. 制度的対応の可否				
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他			
			各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 (簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
同友会	57	契約書全般	【環境省】会計法第29条の8第2項により書面契約での押印省略は不可。 【金融庁】必ずしもＩＴリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンライン対応を実現済み(インターネットバンキングサービス等)。また、オンライン化に対応していない金融機関であっても、今後のオンライン化を検討。 他方、オンライン化の促進のためには、企業態の慣行の変更が必要。 【経産省】	【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】 一部の金融機関においては、送金依頼等の各種手続について、すでにオンラインを踏まえた印鑑レスに対応済み(インターネットバンキングサービス等)。他方、実印・届出印が必要な重要な取引については、代替措置となる新たなシステムの検討及び開発が必要なので、実現可能性及び、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえて、慎重に検討する必要がある。 【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。	【環境省】会計法第29条の8第2項により書面契約での押印省略は不可。 【金融庁】必ずしもＩＴリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
同友会	58	証憑の真正性担保のための原本主義(書面、捺印)	【公取】大部分は対応済み (例えば、オープンカウンター方式による見取り合わせにおいて、受注者のみ原本の提出を求めていたが、今後は、原本の提出を求めないこととするなど対応していく。) 【環境省】 (書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【原子力規制庁】 手続きの特性に応じ、又は により対応する。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 【金融庁】 一部の金融機関については、審査の上PDFやeメールでのを検討している一方、国税関係書類については紙保存が必須である指摘あり。 その他の金融機関については、業界慣行が変更になれば検討可能であるがシステム対応が伴うものは困難といった状況。 【経産省】	【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 手続のオンライン化を検討する。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 手続のオンライン化を検討する。 【金融庁】 一部の金融機関については、審査の上PDFやeメールでのを検討している一方、その他の金融機関については、業界慣行が変更になれば検討可能であるがシステム対応が伴うものは困難といった先が多い状況 【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。	【公取】大部分は対応済み (例えば、オープンカウンター方式による見取り合わせにおいて、受注者のみ原本の提出を求めていたが、今後は、原本の提出を求めないこととするなど対応していく。) 【環境省】引き続き、オンライン化の検討を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。
同友会	28	ビザ申請書類		申請書類の提出先である駐日大使館等が求めている。	申請書類の提出先である駐日大使館等が求めている。	
同友会	48	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届	都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。			都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。
同友会	49	東京都環境報告書	都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。			都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。
同友会	3-5	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	公害防止管理者法：法令に基づく手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 廃掃法：技術管理者が設置されているのかの確認を行う際には今般の状況に鑑み合理的な対応を行うよう自治体に周知する。	公害防止管理者法： 手続のオンライン化を検討する。 廃掃法： 地方自治体に対して手続のオンライン化を促す	公害防止管理者法： を行うことを念頭に、手続のオンライン化を検討する。 廃掃法： 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 地方自治体に対して手続のオンライン化を促す。	公害防止管理者法： を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 廃掃法： を行うことを念頭に、地方自治体に対してオンライン化を促す。
同友会	19	財産調査等の官公庁から保険会社への照会のデジタル化・オンライン化		【金融庁】 保険会社への保険契約内容等の照会を含め、金融機関への預貯金等の照会等については、内閣官房IT総合戦略室の主導で関係省庁や金融機関と進めている検討を踏まえ、電子申請も可能とするべく準備を進める。	【金融庁】 法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討(訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要)	
同友会	39	組戻依頼書(給与の振込手続後の訂正)		一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンラインによる振込変更や組戻しに対応している。今後、こうした取扱いを拡大できないか、また、他に意思確認の手段がないか検討。	一部の金融機関においては、インターネットバンキング等、すでにオンラインによる、印鑑レスの振込変更や組戻しに対応している。今後、こうした取扱いを拡大できないか、また、他に意思確認の手段がないか検討。	必ずしもＩＴリテラシーが高くない層のニーズや負担についても配慮して検討する必要がある。
同友会	2-1	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化 省エネ法に関する定期報告等の手続の簡素化・デジタル化	高圧ガス保安法関係 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、本年より運用開始している産業保安・製品安全法令電子申請システム(保安ネット)の対象手続に当該報告等も追加することについて検討を行う。 省エネ法関係 現状のオンライン提出から、令和3年度に新たに導入するWebシステムを通じたオンライン提出により、全ての事業者に対してオンライン提出を原則とする予定。 電気事業法関係 <事業規制関係> オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <保安規制関係> 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 経済産業省への申請に関しては、保安ネットの対象手続に当該報告等も追加することについて検討を行う。保安ネットは法人認証基盤(GBizID)を利用してあり、当該システムを通じての提出は押印不要となっている。	高圧ガス保安法関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 経済産業省への申請に関しては、保安ネットの対象手続に当該報告等も追加することについて検討を行う。保安ネットは法人認証基盤(GBizID)を利用してあり、当該システムを通じての提出は押印不要となっている。 省エネ法関係 現状のオンライン提出から、令和3年度に新たに導入するWebシステムを通じたオンライン提出では、関係書類への押印が不要になる。 電気事業法関係 <事業規制関係> 押印を求めない、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 <保安規制関係> 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 経済産業省への申請に関しては、保安ネットの対象手続に当該報告等も追加することについて検討を行う。保安ネットは法人認証基盤(GBizID)を利用してあり、当該システムを通じての提出は押印不要となっている。	高圧ガス保安法関係 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対して、電話やオンライン会議などデジタル技術の活用について検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。 電気事業法関係 <事業規制関係> 対面での対応を必要としない。 <保安規制関係> 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対して、電話やオンライン会議などデジタル技術の活用について検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。	

										1. 緊急的な対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考			各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
同友会	10	原産地証明取得手続のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		経済産業省		2	書面・押印		非特恵原産地証明書取得手続： オンライン化を行う。(非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。) 特定原産地証明書交付： 特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。	非特恵原産地証明書取得手続： 非特恵原産地証明書について押印は求めている 特定原産地証明書交付： 特恵原産地証明書について押印は求めている	非特恵原産地証明書取得手続：①電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。) 特定原産地証明書交付： 電話や郵送によって対応する。(特定原産地証明書は全国26カ所の事務所まで書面にて発給し、窓口での手交も行ったが、4月17日に窓口業務を停止し、全面的に郵送での交付に切り替えを実施済み。)	
同友会	18	高標権移転登録申請等のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		経済産業省		3	書面・押印		対応困難 高標権移転登録申請等の手続をオンライン化するためには法令の改正やシステムの改修が必要となるため、緊急的な対応は困難。			
同友会	34	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続 省エネ法にかかる申請手続	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき (下記、同友会補足) 省エネ法に関しては設備に関する申請ではなく、省エネ法に関する障壁としては、定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応が挙げられる。	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)、高圧ガス保安法等	経済産業省		4	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	<事業規制関係> 発電事業届、電気工作物変更届、特定自家用電気工作物設置届； 電気事業法において「遅滞なく」提出することとされている届出について、新型コロナウイルス感染症の影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、そのような事情が解消した後、押印された文書を可及的速やかに提出いただくことで、遅滞なく提出したものと取り扱う。  <保安規制関係> 都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトの新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。  省エネ法関係： 既に対応済み。	<事業規制関係> 発電事業届、電気工作物変更届、特定自家用電気工作物設置届； 新型コロナウイルス感染症の影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、そのような事情が解消した後、押印された文書を可及的速やかに提出いただくことで、遅滞なく提出したものと取り扱う。  <保安規制関係> 都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 (1)事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政が確認できる。 経済産業省への申請に関して、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤(GBizID)を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。  省エネ法関係： 個別許可申請(電子申請)の添付書類である原本証明書は、緊急的な対応として、運用上これを押印なしで受け取ることとしている。	<事業規制関係> 対面対応を必要としない。  <保安規制関係> 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めている。	
同友会	41	個別許可申請の原本証明書への許可申請権限保有者印	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		経済産業省		5	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	既にオンライン化に対応。	個別許可申請(電子申請)の添付書類である原本証明書は、緊急的な対応として、運用上これを押印なしで受け取ることとしている。	既にオンラインでの申請対応	
同友会	40	特別一般包括許可	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	外国為替及び外国貿易法	経済産業省		6	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	既にオンライン申請のみ受け付け。	特別一般包括許可申請は2019年4月より電子申請のみ受け付けており、添付書類にも申請者の押印が必要な文書はない。	既にオンラインでの申請対応	
同友会	3-4	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ボイラー点検表の提出 ・空港制限区域立ち入り申請 ・航空従事者技能証明学科試験の申込 ・空港内の道路使用許可申請 ・公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	経済産業省		7	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	公害防止管理者法： 手続に必要な情報を入力できることを条件とする。 廃掃法： 廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法： 後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 廃掃法： 廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法： 、 廃掃法： 廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	
同友会	20	道路使用許可申請のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		警察庁		1	書面・押印		現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			
同友会	30	営業車の車庫証明	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		警察庁		2	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	現在、ほぼ全ての都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項に規定する申請を、電子申請で行うことが可能である。	現在、ほぼ全ての都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項に規定する申請を、電子申請で行うことが可能であり、その場合、押印等は不要である。		
同友会	59	自動車運転免許の更新講習	対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである		警察庁		3	対面	<法定講習>			現時点では、都道府県警察において更新講習をオンラインで行うシステムが無いことから、直ちに実施することは困難である。	
同友会	3-3	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ボイラー点検表の提出 ・空港制限区域立ち入り申請 ・航空従事者技能証明学科試験の申込 ・空港内の道路使用許可申請 ・公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	警察庁		4	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			
同友会	50	安全運転管理者・副安全運転管理者	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		警察庁		5	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	安全運転管理の届出 現在、一部の都道府県警察において、既に、電子届出が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			

				2. 制度的対応の可否			
団体名	No.	要望事項(タイトル)	その他	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 (簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
同友会	10	原産地証明取得手続のデジタル化	非特恵原産地証明書取得手続：一部主要商工会議所において、郵送による申請や発給の対応を行っている。	非特恵原産地証明書取得手続：①オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている) 特定原産地証明書交付：特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。	非特恵原産地証明書取得手続：非特恵原産地証明書について押印は求めていない 特定原産地証明書交付：特恵原産地証明書について押印は求めていない	非特恵原産地証明書取得手続：①電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。) 特定原産地証明書交付：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。(関係省庁とも連携しつつ協定締結国との間で議論を積極的に進め、相手国と合意した協定から運用していく。)	
同友会	18	高標機移転登録申請等のオンライン化		特許特別会計は収支相償原則の下で運営されており、特許庁のシステム整備に要する費用は、出願料や審査請求料、特許料等としてユーザーの負担となることから、システムの導入や維持に係る費用対効果も精査しつつ、手続のオンライン化について検討していく。			
同友会	34	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続 省工ネ法にかかる申請手続		<事業規制関係> オンライン申請システムの導入を検討中。具体的な導入時期は、各手続において下記を予定。 ・発電事業届、電気工作物変更届：R3.4導入予定 ・特定家用電気工作物設置届：R4.4導入予定  <保安規制関係> 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、本年より運用開始している産業保安・製品安全法令電子申請システム(保安ネット)の対象手続に当該報告等も追加することについて検討を行う。  省工ネ法関係 現状のオンライン提出から、令和3年度に新たに導入するWebシステムを通じたオンライン提出により、全ての事業者に対してオンライン提出を原則とする予定。	<事業規制関係> 発電事業届、電気工作物変更届、特定家用電気工作物設置届： 現時点では、電子署名及び電子証明書を提出することで押印の代替が可能であり、さらに、押印なしのオンライン申請システムの導入も検討中。  <保安規制関係> ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 経済産業省への申請に関しては、保安ネットの対象手続に当該報告等も追加することについて検討を行う。保安ネットは法人認証基盤(GBizID)を利用してあり、当該システムを通じての提出は押印不要となっている。  省工ネ法関係 現状のオンライン提出から、令和3年度に新たに導入するWebシステムを通じたオンライン提出では、関係書類への押印が不要になる。	<事業規制関係> 対面での対応を必要としない。  <保安規制関係> 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対して、電話やオンライン会議などデジタル技術の活用について検討を促す。 経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。	
同友会	41	個別許可申請の原本証明書への許可申請権限保有者印		既にオンライン化に対応。	見直しに向けて検討を行う。	既にオンラインでの申請対応	
同友会	40	特別一般包括許可		既にオンライン申請のみ受け付け。	現時点で申請者の押印を必要とする文書はない。	既にオンラインでの申請対応	
同友会	3-4	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	公害防止管理者法：法令に基づく手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 廃掃法：技術管理者が設置されているのかの確認を行う際には今般の状況に鑑み合理的な対応を行うよう自治体に周知する。	公害防止管理者法：手続のオンライン化を検討する。 廃掃法：地方自治体に対して手続のオンライン化を促す	公害防止管理者法：を行うことを念頭に、手続のオンライン化を検討する。 廃掃法：法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。 地方自治体に対して手続のオンライン化を促す。	公害防止管理者法：を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 廃掃法：を行うことを念頭に、地方自治体に対してオンライン化を促す。	公害防止管理者法：手続のオンライン化を検討する。 廃掃法：地方自治体に対してオンライン化を促す。
同友会	20	道路使用許可申請のオンライン化		現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			
同友会	30	営業車の車庫証明		現在、ほぼ全ての都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項に規定する申請を、電子申請で行うことが可能である。	現在、ほぼ全ての都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項に規定する申請を、電子申請で行うことが可能であり、その場合、押印等は不要である。		
同友会	59	自動車運転免許の更新時講習				現時点では、都道府県警察において更新時講習をオンラインで行うシステムが無いことに加え、更新時講習と同時に実施される適性検査及び新免許証の交付は対面により実施する必要があることを含め、諸課題を検討する必要がある。	
同友会	3-3	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化		現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			
同友会	50	安全運転管理者・副安全運転管理者		安全運転管理の届出 現在、一部の都道府県警察において、既に、電子届出が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			

										1. 緊急的な対応の可否		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
同友会	2-2	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・高圧ガス製造施設等変更許可申請(又は変更届・軽微変更届)( ) ・特定高圧ガス消費施設等変更届書( ) ・高圧ガス保安検査申請 ・危害予防規程届書 ・高圧ガス保安統括者・保安技術管理者等届書 ・特定高圧ガス取扱主任者届書 ・放射線取扱主任者選任(解任)届 ・放射線障害予防規程変更届 ・表示付認証機器使用変更届( ) ・許可使用に係る氏名等の変更届・軽微な変更に係る変更届 ・特定建築物届出事項変更届出( ) ・特定建築物年間管理計画・特定建築物年間管理実施報告届出	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省工本法)、高圧ガス保安法等	原子力規制庁	1	書面・押印	( )は立会い等の対面も要する手続 経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省	で対応可能。	で対応済み。	で対応済み。	
同友会	2-3	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・高圧ガス製造施設等変更許可申請(又は変更届・軽微変更届)( ) ・特定高圧ガス消費施設等変更届書( ) ・高圧ガス保安検査申請 ・危害予防規程届書 ・高圧ガス保安統括者・保安技術管理者等届書 ・特定高圧ガス取扱主任者届書 ・放射線取扱主任者選任(解任)届 ・放射線障害予防規程変更届 ・表示付認証機器使用変更届( ) ・許可使用に係る氏名等の変更届・軽微な変更に係る変更届 ・特定建築物届出事項変更届出( ) ・特定建築物年間管理計画・特定建築物年間管理実施報告届出	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省工本法)、高圧ガス保安法等	厚生労働省	1	書面・押印	( )は立会い等の対面も要する手続 経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省	<特定建築物について> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第5条第3項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届について、届書の様式は各都道府県等において、その実情に応じて定めることとなり、厚生労働省として判断できない。 特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出は、法令や通知等により提出を義務づけておらず、厚生労働省として判断できない。	<特定建築物について> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第5条第3項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届について、届書の様式は各都道府県等において、その実情に応じて定めることとなり、厚生労働省として判断できない。 特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出は、法令や通知等により提出を義務づけておらず、厚生労働省として判断できない。		
同友会	4	医薬品の承認時の適合性書面調査のオンライン化( )	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	2	書面・押印	<医薬・医療関連> ( )は立会い等の対面も要する手続	申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)		電話や郵送によって対応する	
同友会	5	医薬品の再審査申請時の適合性書面調査のオンライン化( )	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	3	書面・押印	<医薬・医療関連> ( )は立会い等の対面も要する手続	申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)		電話や郵送によって対応する	
同友会	6	サーベイランス審査のデジタル化( )	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。	医薬品医療機器等法	厚生労働省	4	書面・押印	<医薬・医療関連> ( )は立会い等の対面も要する手続	申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)		電話や郵送によって対応する	
同友会	7	製造販売承認申請書等(押印、収入印紙、銀行振込記録の貼付含む)、治験計画届書等(治験計画変更届、治験終了届書、治験中止届書、開発中止届書を含む)、安全性定期報告書、治験不具合等報告、原薬等登録原簿関係(原薬等登録原簿登録申請書など)手続のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	5	書面・押印	<医薬・医療関連>	申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)			
同友会	8	医薬品部会用資料の厚労省搬入の廃止	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	6	書面・押印	<医薬・医療関連>	代替手段として郵送による搬入を特例的に認めている。また、現行、部会自体はペーパーレスで実施している。		電話や郵送によって対応する。	
同友会	9	GCP 適合性調査結果通知書、製造販売承認書等のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	7	書面・押印	<医薬・医療関連>	申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)			
同友会	12	雇用調整助成金の申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	8	書面・押印	<雇用関連>	5月20日よりオンライン申請の受付を開始予定		雇用調整助成金の記名押印欄について、署名による申請も可能とする予定。	
同友会	14	社会保険の資格得喪手続のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	9	書面・押印	<雇用関連>				
同友会	16	高齢雇用継続給付申請のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	11	書面・押印	<雇用関連>	オンライン化済み		署名による申請も可能としている。	
同友会	17	衛生管理者による職場巡視の8割テレワークにおける頻度緩和(通常:週1回以上)	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。	労働安全衛生規則	厚生労働省	12	書面・押印	<雇用関連>			衛生管理者の職務は、総括安全衛生管理者の職務のうち、衛生に関する技術的な具体的事項について管理することとなっている。また、少なくとも毎週1回は作業現場などを巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないことになっている。職場で勤務している労働者がいる以上、職場巡視の頻度を緩和することは、労働者の健康障害に影響を及ぼす恐れがあることから、本件の規制緩和は適当ではないと考える。	
同友会	27	就業規則(変更)届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	13	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	電子申請での提出も可能となっている。		労働基準法施行規則第49条第2項に基づき、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。	
同友会	32	医薬品等の製造販売承認申請書等	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	14	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)		国に提出する申請等に限り、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	
同友会	33	人材開発支援助成金支給申請	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	15	書面・押印	<法令等の定めによるもの>			新型コロナウイルス感染症予防等の影響により期限までに申請書を提出できない場合、理由書を添付することでコロナの影響終了後まで申請を猶予している。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	2. 制度的対応の可否				
			その他	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 (簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	その他
同友会	2-2	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化		で対応を検討。	で対応を検討。	で対応を検討。(既に郵送による申請等は可能。)	
同友会	2-3	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化		<特定建築物について> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第5条第3項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届について、届書の様式は各都道府県等において、その実情に応じて定めることとなっており、厚生労働省として判断できない。特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出は、法令や通知等により提出を義務づけておらず、厚生労働省として判断できない。	<特定建築物について> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第5条第3項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届について、届書の様式は各都道府県等において、その実情に応じて定めることとなっており、厚生労働省として判断できない。特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出は、法令や通知等により提出を義務づけておらず、厚生労働省として判断できない。		
同友会	4	医薬品の承認時の適合性書面調査のオンライン化( )		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)			
同友会	5	医薬品の再審査申請時の適合性書面調査のオンライン化( )		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)			
同友会	6	サーベイランス審査のデジタル化( )		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)			
同友会	7	製造販売承認申請書等(押印、収入印紙、銀行振込記録の貼付含む)、治験計画届書等(治験計画変更届、治験終了届書、治験中止届書、開発中止届書を含む)、安全性定期報告書、治験不具合等報告、原薬等登録原簿関係(原薬等登録原簿登録申請書など)手続のオンライン化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)			
同友会	8	医薬品部会用資料の厚労省搬入の廃止		代替手段として、郵送による搬入を継続的に認めていいか検討を行う。		資料の容量が大きくなり、電子メール等での送付は困難であり、書類の機密性からオンラインでのやりとりは望ましくない。代替手段として、郵送による搬入を継続的に認めていいか検討を行う。	
同友会	9	GCP 適合性調査結果通知書、製造販売承認書等のデジタル化		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)			
同友会	12	雇用調整助成金の申請手続の簡素化・デジタル化		令和4年度中にオンライン化を実施予定	雇用調整助成金の記名押印欄について、署名による申請も可能とする予定。		
同友会	14	社会保険の資格得喪手続のオンライン化					
同友会	16	高年齢雇用継続給付申請のデジタル化		オンライン化済み	署名による申請も可能としている。		
同友会	17	衛生管理者による職場巡視の8割テレワーク下における頻度緩和(通常:週1回以上)				衛生管理者の職務は、総括安全衛生管理者の職務のうち、衛生に関する技術的な具体的事項について管理することとなる。また、少なくとも毎週1回は作業現場などを巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないことになっている。職場で勤務している労働者がいる以上、職場巡視の頻度を緩和することは、労働者の健康障害に影響を及ぼす恐れがあることから、本件の規制緩和は適当ではないと考える。	
同友会	27	就業規則(変更)届		現状、電子申請での提出は可能となっている。なお、今後も電子申請の利用促進を図ることにより、使用者の事務負担軽減に取り組んでいく。	労働基準法施行規則第49条第2項に基づき、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。		
同友会	32	医薬品等の製造販売承認申請書等		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)	オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応(書面廃止・電子署名利用)を準備中)		
同友会	33	人材開発支援助成金支給申請			令和4年度中の導入を予定している人材開発支援助成金を含めた雇用関係助成金のオンライン化において、電子署名やID・パスワードを用いた電子認証によって真正性の保証を担保する方式を採用するなど、デジタル技術を活用した本人確認、電子認証機能に係るシステム開発を検討している。		

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否		
									各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)をを求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
同友会	36	労働保険関連手続	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	16	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	<労災保険給付関係> 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 <労働保険料の申告・徴収関係> 労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。	<労災保険給付関係> 労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 <労働保険料の申告・徴収関係> 労働保険関係の手続については、一部手続について「記名押印又は署名」を求めており署名であれば押印は不要としている。	
同友会	42	薬価算定基準にかかる手続	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	17	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	、eメールでの提出や事後送付で対応可能なものは、その方法の提出を認めている。	押印がない資料をeメールや郵便で送付してもらい、押印した資料が準備できたら事後的に郵送等で提出してもらって運用している。	
同友会	43	医薬品・医療機器の製造販売承認・認証申請、変更申請等 製造販売業許可・更新申請、変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	18	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	申請書記載情報の機密性が高い方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)	国に提出する申請等に限り、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	
同友会	44	GMP適合性調査申請、医薬品等外国製造業者認定申請等	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	19	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	申請書記載情報の機密性が高い方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため(郵送可)	国に提出する申請等に限り、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	
同友会	45	治験プロトコルの治験責任医師との合意	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	20	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	治験の依頼をしようとする者と治験責任医師で適宜書面のやりとり方法を決定してもらって問題ない。	署名のみで対応可能	
同友会	46	医師の診断書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	21	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	医師の診断書については、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。	医師の診断書については、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。	
同友会	3-2	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ボイラー点検表の提出 ・空港制限区域立ち入り申請 ・航空従事者技能証明学科試験の申込 ・空港内の道路使用許可申請 ・公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	厚生労働省	22	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省			
同友会	3-1	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ボイラー点検表の提出 ・空港制限区域立ち入り申請 ・航空従事者技能証明学科試験の申込 ・空港内の道路使用許可申請 ・公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	国土交通省	1	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	【空港制限区域立ち入り申請】 国管理空港については、平成31年度以降、順次、メールによるオンライン申請ができる環境を構築済み。  【航空従事者技能証明学科試験の申込】 申請書のeメール(PDF等で添付)による提出を仮申請として認め、後日郵送で申請書を受付(収入印紙の納付の確認を含む。)	【空港制限区域立ち入り申請】 法令に根拠があるもの、押印以外の方法で申請者を特定することが出来れば受け付けることとする。	【空港制限区域立ち入り申請】 国管理空港においては、講習受講の留保、ソーシャルディスタンスを確保するため、少人数による多頻度実施により対応。 なお、制限区域入承認証の交付については、セキュリティ上、対面による交付が前提となる。
同友会	31	宅建業・建設業・建築士法の各変更届、住宅瑕疵担保補償届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき (同友会補足) 住宅瑕疵担保補償届は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条に基づく、いわゆる基準日届出を指している。	宅建業法、建設業法、建築士法	国土交通省	2	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	【宅建業】 宅地建物取引業の免許申請については、平成19年9月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用率が極めて低調であったことから、運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情等を踏まえ、平成23年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、関係公共団体の意向を把握したうえで、対応を検討してまいります。  【建設業】 建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っています。  【建築士法の各変更届】 その他(現行制度上、電子申請が可能である。 なお、申請の受付について、 ・建築士事務所登録・更新等については都道府県、 ・一級建築士に係る登録等については指定機関、 ・二級・木造建築士に係る登録等については都道府県に、それぞれ電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係団体へ通知済み。)  【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 eメール(PDF等で添付)による提出を認める。	【宅建業】 申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、免許事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。  【建設業】 建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところですが、また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。  【建築士法の各変更届】 その他(現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。 なお、申請の受付について、 ・建築士事務所登録・更新等については都道府県、 ・一級建築士に係る登録等については指定機関、 ・二級・木造建築士に係る登録等については都道府県に、それぞれ電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係団体へ通知済み。)  【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	
同友会	51	チャーター便運航に関わる計画書・報告書の提出	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		国土交通省	3	書面・押印	<法令等の定めによるもの>			
同友会	62	建築士法関連の重要事項説明	契約締結前に対面で免許証を掲示した上で行うこととなっている重要事項説明を、オンラインでも可能にすべきである。	建築士法	国土交通省	4	対面	<重要事項説明>			暫定的な措置として対応済み。(従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、暫定的にテレビ会議等のITを活用した重要事項説明を行った場合についても、建築士法に基づく重要事項説明として扱うとする通知を发出。)
同友会	63	宅地建物取引業法関連の重要事項説明	契約締結前に対面で免許証を掲示した上で行うこととなっている重要事項説明を、オンラインでも可能にすべきである。	宅地建物取引業法	国土交通省	5	対面	<重要事項説明>			ITを活用した重要事項説明(IT重説)は、賃貸取引については平成29年度から本格運用している。売買取引については、現在、IT重説の本格運用に向け実施している社会実験の中で、IT重説を行うことが可能である。
同友会	11	租税条約届出のデジタル化	各種許可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		財務省	2	書面・押印		非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書(事後的に原本の提出が必要)を出力したものを税務署に提出することが可能。 また、事後的に租税条約届出書及び届出請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受けることも可能。 なお、税務署への郵送による提出も可能。	法令上、税務署には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めるとしているが、押印がない税務署であっても受け付けは行っている。	

団体名	No.	要望事項（タイトル）	その他	2. 制度的対応の可否			
				各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡素化（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。（簡潔にご記入ください。） 対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
同友会	36	労働保険関連手続		<労災保険給付関係> 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 <労働保険料の申告・徴収関係> 労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。	<労災保険給付関係> 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 <労働保険料の申告・徴収関係> 労働保険関係の手続については、一部手続について「記名押印又は署名」を求めており署名であれば押印は不要としている。		
同友会	42	薬価算定基準にかかると手続		薬価収載にあたって、新たに作成を求め書類について検討可能。	他の保険適用に係る手続きにおける取扱い等も含めて整理する必要があるが、申請者との間で真正性が担保できるか否か等を踏まえ、押印の廃止又は電子押印について検討可能。		
同友会	43	医薬品・医療機器の製造販売承認・認証申請、変更申請等 製造販売業許可・更新申請、変更届		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応（書面廃止・電子署名利用）を準備中）	オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応（書面廃止・電子署名利用）を準備中）		
同友会	44	GMP 適合性調査申請、医薬品等外国製造業者認定申請等		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応（書面廃止・電子署名利用）を準備中）	オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（届出についてはR3年度から、申請に関してはR4年度からオンライン対応（書面廃止・電子署名利用）を準備中）		
同友会	45	治験プロトコルの治験責任医師との合意		治験の依頼をしよとする者と 治験責任医師で適宜書面のやりとり方法を決定してもらって問題ない。	署名のみで対応可能		
同友会	46	医師の診断書		医師の診断書については、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。	医師の診断書については、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。		
同友会	3-2	航空法等にかかると各種申請手続の簡素化・デジタル化	労働安全衛生法において、ボイラー点検表の提出は不要				労働安全衛生法において、ボイラー点検表の提出は不要
同友会	3-1	航空法等にかかると各種申請手続の簡素化・デジタル化	【航空機登録関係】 航空機登録に係る手続きにおいて、「航空局長押印済書面の受け渡し」は行っていないため、事実誤認。 なお、コロナ感染症対策の観点から、既に、郵送及びメールでの申請手続きを実施しているところ。	【空港制限区域立ち入り申請】 国管理空港においては、電子メールによる申請手続き（オンライン）を可としており、対応は事業者の判断によっている。 【航空従事者技能証明学科試験の申込】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。（航空従事者技能証明に係る試験の申込を電子化できるよう現在システムの改修を検討中）	【空港制限区域立ち入り申請】 のとおり	【空港制限区域立ち入り申請】 航空制限区域内で車両を運転する際に必要な講習会、試験についてオンライン実施の可否を検討する。	【航空機登録関係】 航空機登録に係る手続きにおいて、「航空局長押印済書面の受け渡し」は行っていないため、事実誤認。 なお、コロナ感染症対策の観点から、既に、郵送及びメールでの申請手続きを実施しているところ。
同友会	31	宅建業・建設業・建築士法の各変更届、住宅瑕疵担保確定届		【宅建業】 宅地建物取引業の免許申請については、平成19年9月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用率が極めて低調であったことから、運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情等を踏まえ、平成23年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、関係公共団体の意向を把握したうえで、対応を検討してまいりたい。 【建設業】 建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っている。 【建築士法の各変更届】 その他（現行制度上、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう引き続き求める。） 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（オンライン導入時期：2023年予定）	【宅建業】 申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、免許事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。 【建設業】 建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところ。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。 【建築士法の各変更届】 その他（現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう引き続き求める。） 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。		
同友会	51	チャーター便運航に関わる計画書・報告書の提出	・要望にある内容は求めている。 ・メールへのPDFファイルの添付及び郵送等の提出により対応している。				・要望にある内容は求めている。 ・メールへのPDFファイルの添付及び郵送等の提出により対応している。
同友会	62	建築士法関連の重要事項説明				中長期的なIT重説の在り方については、今後社会実験の実施及びその結果の検証等を進める予定。	
同友会	63	宅地建物取引業法関連の重要事項説明				現在、売買取引におけるIT重説に係る社会実験を実施しているところであり、今後、社会実験の結果を踏まえ、本格運用を実現する。	
同友会	11	租税条約届出のデジタル化		関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否			
									各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
同友会	29	租税条約届出書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		財務省		3	書面・押印	<法令等の定めによるもの> <再掲>	( 運付請求に係る委任状について ) 印鑑証明書等が必要となるのは、運付請求書に基づく運付金の受取人が代理人である場合に、本来の受取人の運付金受領権限の代理人への委任事実(委任状の正当性)を確認するためであり、他の方法でこれを確認できれば不要。	(租税条約届出書について) 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	
同友会	37-2	陳述書、事情届(給与差押)	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		財務省		4	書面・押印	<法令等の定めによるもの> 法務省、財務省	具体的なニーズを踏まえて対応を検討(本件手続については、電子申請の利用件数が僅少であること等から平成24年にオンライン利用対象から除いた経緯あり)。	法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	
同友会	13	納税通知書のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		総務省		1	書面・押印		：対応困難 法人住民税や法人事業税等の法人の申告税目については、令和元年10月から地方税共通納税システム稼働したeLTAXにおいて、電子申告及び電子納税が可能となっている。 賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、電子申告された情報を基に電子納税を可能としている申告税目とは異なる。また、納税通知書等の情報について複数団体分をまとめて電子的に送信する仕組みは現在ない。 納税通知書等のデジタル化や地方税共通納税システムの対象税目の賦課税目への拡大については、申告税目と賦課税目の違いを踏まえた納税者側の環境整備やeLTAX及び地方団体の大規模なシステム改修が必要となり、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。		
同友会	1	消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・危険物施設変更許可申請( ) ・危険物施設品名、数量又は指定数量の倍数量変更届出 ・少量危険物貯蔵・取扱開始(変更・廃止)届出(品名、数量変更等含む)( ) ・指定可燃物貯蔵・取扱開始(変更・廃止)届出( ) ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出( ) ・危険物保安監督者選任(解任)届出(防火防災関連) ・消防計画変更届出 ・防火・防災管理者選任(解任)届出 ・防火対象物点検結果報告 ・防火管理点検結果報告 ・消防用設備等点検結果報告書 ・管理権原者変更届出書 ・自衛消防組織変更届出 ・(特殊)消防用設備等設置届出( ) ・火を使用する設備等の設置(変更)届出( )	消防法	総務省		2	書面・押印	( )は立会い等の対面も要する手続 可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	
同友会	47	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	地方税法	総務省		3	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	：オンライン化を行う。 ・「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」については、すでにeLTAXでの送信に対応済である。		
同友会	54	業務実施方法書変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	電波法	総務省		4	書面・押印	<法令等の定めによるもの>	eメール(PDF等で添付)による提出を認める。	押印することに代えて署名とすることが可能。	
同友会	60	危険物取扱従事者の危険物保安講習	対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである	消防法	総務省		5	対面	<法定講習>			
同友会	61	防火・防災管理者として業務を行うために必要な講習	対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである	消防法	総務省		6	対面	<法定講習>			
同友会	38	市区町村・都税事務所による個別社員の給与調査	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		総務省			書面・押印	<法令等の定めによるもの>	：対応困難 給与等照会の電子化については、現時点では照会を電子的に行う仕組みが存在しないため、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。 なお、給与等照会に係る統一様式については、平成31年1月にとりまとめられており、地方団体に対し統一様式の使用を要請しているところ。		
同友会	15	就労証明書のデジタル化・保育所入所手続のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		内閣府 厚生労働省		1	書面・押印	<雇用関連> 内閣府・厚生労働省 内閣府で回答	保育所入所申請等に関しては、マイナンバー、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	—	—
同友会	22	司法手続	交付送達原則により在宅での対応が不可能なため、オンラインでの確認も可能にすべきである。		法務省		1	書面・押印		送達とは、裁判所が、当事者その他の訴訟関係人に対し、法定の方式に従い、訴訟上の書類の内容を了知させ、又はこれを交付する機会を与えるための通知行為である。訴訟手続は訴訟行為の積み重ねによって形成されていくため、それが相手方に了知される必要がある上、後行行為の基礎としての安定性のためにも、その通知が確実にされ、かつ、その証拠を保存することが必要である。その証拠として、送達報告書の作成が必要となる。なお、送達すべき書類は、名宛人に到達することによって訴訟上重大な効果が発生するもの(訴状、判決書、期日の呼出状等)に限定されている。現行法の下においては、送達報告書の代替手段はない。	交付送達をした郵便局員が作成する送達報告書(民事訴訟法第109条)について、送達書類の直接の交付を受けた者の押印を必要とする法律上の規定はなく、送達事務を行うのは法務省ではないため、電子署名等による代替の可否の検討を含め、法務省において緊急的に対応することは困難である。 なお、上記送達報告書の様式は、日本郵便株式会社の各種請求書類等様式集(内閣郵便関係)で定められており、それによれば、送達書類の直接の交付を受けた者の署名又は押印のいずれかで足りるとされている。	送達の確実性に鑑み、受送達権者に対する直接の交付が必要となる。なお、裁判所に対し、送達場所及び送達受取人の届出(民事訴訟法第104条第1項)を行うことにより、これらを指定することができる。
同友会	24	代表取締役の就任(再任を除く)	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	会社法	法務省		2	書面・押印	<法令等の定めによるもの>		現在の制度においても、代表取締役の就任に係る変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することとなる。この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要である。 なお、代表取締役が変更する場合には代表取締役個人の実印を押印した印鑑届書を提出する(印鑑証明書添付)が必要ですが、令和3年2月からオンライン申請の場合には印鑑届書の提出が任意となります。	
同友会	25	取締役会を置かない会社の取締役就任	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	会社法	法務省		3	書面・押印	<法令等の定めによるもの>		現在の制度においても、取締役会を置かない会社の取締役の就任に係る変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することとなる。この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要である。	
同友会	35	取締役会議事録	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	会社法	法務省		4	書面・押印	<法令等の定めによるもの>		現在の制度においても、オンライン申請において取締役会議事録を電磁的記録により作成する場合は、議事録の作成者が電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することとなる。この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要である。	

団体名	No.	要望事項（タイトル）	2. 制度的対応の可否				
			その他	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる（オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡素化（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。（簡潔にご記入ください。） 対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
同友会	29	租税条約届出書	租税条約届出書の提出（代理提出を含む。）に関しては、印鑑証明書等は不要。		関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
同友会	37-2	陳述書、事情届（給与差押）		関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。	関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。		
同友会	13	納税通知書のデジタル化		納税通知書等のデジタル化や地方税共通納税システムの対象税目の賦課税目への拡大については、申告税目と賦課税目の違いを踏まえ、また、地方団体の理解を得なければ進められないことに留意しつつ、地方団体・納税者双方の意見を聞きながら、検討をしていく。			
同友会	1	消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化		オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。	法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。		
同友会	47	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」については、すでにeLTAXでの送信に対応済である。			
同友会	54	業務実施方法書変更届		オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる eメール（PDF等で添付）による提出を認める	押印することに代えて署名とすることが可能。		
同友会	60	危険物取扱従事者の危険物保安講習	新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。			引き続き、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	
同友会	61	防火・防災管理者として業務を行うために必要な講習	新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。			引き続き、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	
同友会	38	市区町村・都税事務所による個別社員の給与調査		給与等照会の電子化については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討してまいりたい。			
同友会	15	就労証明書のデジタル化・保育所入所手続のオンライン化		保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。	—	—	
同友会	22	司法手続		民事裁判手続のIT化に向けた検討課題を議論する法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において、オンラインによる送達についても検討を行う予定である。	民事裁判手続のIT化に向けた検討課題を議論する法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において、オンラインによる送達についても検討を行う予定である。	民事裁判手続のIT化に向けた検討課題を議論する法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において、オンラインによる送達についても検討を行う予定である。	
同友会	24	代表取締役の就任（再任を除く）			現在の制度においても、代表取締役の就任に係る変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要です。 なお、代表取締役が変更する場合には代表取締役個人の実印を押印した印鑑届書を提出する（印鑑証明書添付）必要がありますが、令和3年2月からオンライン申請の場合には印鑑届書の提出が任意となります。		
同友会	25	取締役会を置かない会社の取締役就任			現在の制度においても、取締役会を置かない会社の取締役の就任に係る変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要です。		
同友会	35	取締役会議事録			現在の制度においても、オンライン申請において取締役会議事録を電磁的記録により作成する場合は、議事録の作成者が電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要です。		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否			
									各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 （簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 （簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 （簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	
同友会	53	登記・記載事項変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		法務省		5	書面・押印 <法令等の定めによるもの>			現在の制度においても、オンライン申請において添付書面を電磁的記録により作成する場合は、当該書面の作成者（認証を要するものは作成者及び認証者）が電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要です。	
同友会	37-1	陳述書、事情届（給与差押）	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		法務省		6	書面・押印 <法令等の定めによるもの> 法務省、財務省	民事執行手続において、差押命令の送達を受けた第三債務者が執行裁判所に対してする差押えに係る債権の存否等に関する陳述（民事執行法第147条第1項）及び第三債務者がいわゆる執行供託をするときに執行裁判所に届け出る事情（同法第156条第3項）について、書面でしなければならないとする法律上の規定はないが、最高裁判所規則において、書面でしなければならない旨の規定がある（民事執行規則第135条第2項、第138条第1項）。当該規則をつかさどるのは法務省ではないため、電磁的記録による代替の可否の検討を含め、法務省において緊急的に対応することは困難である。	民事執行手続において、差押命令の送達を受けた第三債務者が執行裁判所に提出する陳述書（民事執行法第147条第1項）及び第三債務者がいわゆる執行供託をするときに執行裁判所に提出する事情届（同法第156条第3項）について、押印を必要とする法律上の規定はないが、最高裁判所規則において、裁判所に提出すべき書面には当事者が記名押印するものとする旨の一般的な規定がある（民事執行規則第15条の2の準用する民事訴訟規則第2条第1項）。当該規則をつかさどるのは法務省ではないため、電子署名等による代替の可否の検討を含め、法務省において緊急的に対応することは困難である。 なお、これらの陳述書及び事情届について、実印の押印及び印鑑証明書の添付を必要とする法令上の規定はなく、実務上も実印の押印及び印鑑証明書の添付は必要とはされていないものと承知している。		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	その他	2. 制度的対応の可否			
				各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる （オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） ：添付書類の省略等の書類の簡素化 （簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 （簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。（システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。） 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 （簡潔にご記入ください。） 対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	その他
同友会	53	登記・記載事項変更届			現在の制度においても、オンライン申請において添付書面を電磁的記録により作成する場合は、当該書面の作成者（認証を要するものは作成者及び認証者）が電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要です。		
同友会	37-1	陳述書、事情届（給与差押）		民事裁判手続のIT化が実現した後、民事執行手続のIT化についても具体的な検討を始める予定である。	民事裁判手続のIT化が実現した後、民事執行手続のIT化についても具体的な検討を始める予定である。		